

監理事業に係る業務運営に関する規程	改定	平成24年度 第80 平成29年6月29日 理 事 会
-------------------	----	-----------------------------------

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人経営・労働協会（以下「協会」という。）が、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「技能実習法」という。）及びその関係法令に基づき外国人技能実習の監理事業を行うにあたって必要な事項を定め、もって当該監理事業の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 監理事業

(監理事業及び監理責任者)

第2条 協会は、技能実習法第23条第1項の規定に基づき主務大臣の許可を得て、協会の主たる事務所所在地において、一般監理事業又は特定監理事業を行う。

- 2 監理責任者は、外国人技能実習担当理事（以下「担当理事」という。）とする。
- 3 監理責任者は、以下に関する事務を統括管理する。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型技能実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関する事
 - (6) 指定外部役員が、技能実習法施行規則第30条第2項の確認を行う際の同指定外部役員に対する報告
 - (7) 国及び地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）その他関係機関との連絡調整
- 4 協会が取り扱う職種は別紙のとおりとする。

(監査及び訪問指導)

第3条 監査は、団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等について、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上、当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で行う。また、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認められるときは、直ちに監査を行う。

- 2 訪問指導は、第1号団体監理型技能実習に関して、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能

実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上、当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行う。

3 監査及び訪問指導に関する実施要領は別途定める。

（団体監理型実習実施者との契約等）

第4条 協会は、技能実習生の受入れを希望する企業等が、技能実習法及び関係法令に規定される要件を満たしているときは、実習実施者として契約することについて代表理事及び理事会の承認を得た上で、当該企業等と技能実習実施契約を締結する。ただし、契約の締結に関して、急を要するときなどやむを得ない事情があるときは、理事会の承認は事後で差し支えないものとする。

2 協会は、実習実施者が技能実習法及び関係法令が定める要件を満たさなくなったときは、代表理事の承認を得て、原則として当該実習実施者への技能実習生の新たな受入れを停止する。また、既に当該実習実施者により受け入れられて入国・在留する技能実習生がいるときは、引き続き技能実習を行うことを希望する技能実習生について、技能実習の継続が可能となるよう他の実習実施者等との連絡調整を行うものとする。

3 担当理事は、実習実施者との契約及び技能実習生の受入れ状況等について、理事会に報告しなければならない。

4 協会は、技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介を行ってはならない。

（送出し機関との契約等）

第5条 協会は、外国人技能実習生に係る送出し機関が、技能実習法及び関係法令に規定される要件を満たしているときは、送出し機関として契約することについて、代表理事及び理事会の承認を得て外国人技能実習事業に関する協定書を締結する。

2 協会は、送出し機関が、技能実習法及び関係法令に規定される要件を満たさなくなったときは、代表理事の承認を得て、当該送出し機関が関与する新たな技能実習生の受入れを停止する。

（団体監理型技能実習生の選考）

第6条 協会は、別途定める技能実習生選考基準に基づき送出し機関に人選を依頼し、団体監理型実習実施者の面接等による選考を準備する。

（国内外での講習実施）

第7条 協会は、代表理事の承認を得て、送出し機関又は国内外の講習機関に委託し、技

能実習法及び関係法令の規定に基づき国外又は国内講習を実施する。

- 2 入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を講習以外の業務に従事させない。

(技能実習計画の作成指導等)

第8条 協会は、役職員の中から、技能実習法及び関係法令が定めるところに従って、技能実習計画の作成指導者を指名する。

- 2 技能実習計画作成指導者は、指導を行うにあたって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行う。
- 3 協会は、団体監理型技能実習生との間に、認定計画と反する内容の取決めは行わない。

(相談・苦情への対応等)

第9条 協会は、相談員を配置し団体監理型技能実習生からの相談に適切に対応するとともに、団体監理型実習実施者及び同技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じる。

- 2 前項の相談員は、原則として外国人技能実習生の母国語に対応できる者とする。
- 3 協会は、別途外国人技能実習生相談対応要領を作成し、役員及び職員に周知するものとする。
- 4 協会は、国及び地方公共団体、機構その他関係機関と連携を図りつつ、団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等から苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応するものとする。

(技能実習継続困難時の対応)

第10条 実習実施者において倒産等の理由により技能実習を継続することが困難となったときは、引き続き技能実習を行うことを希望する技能実習生について、技能実習の継続が可能となるよう他の監理団体等との連絡調整を行うものとする。

(実習先の変更を希望する技能実習生への対応)

第11条 技能実習生が第3号技能実習への移行の際に実習先の変更を希望するときは、変更を希望する理由を聴取した上で、必要に応じて新たな実習先を確保するものとする。

(技能実習に関する職業紹介)

第12条 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生候補者に対し、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面又は電

子メール等の方法により明示する。

- 2 団体監理型実習実施者に団体監理型技能実習生候補者を紹介する場合は、紹介状を発行するものとする。
- 3 協会（職業紹介事業所）は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、団体監理型実習実施者等に対して技能実習に関する職業紹介は行わない。
- 4 技能実習に関する職業紹介の手続き等については、別に定める。

（監理費の徴収）

第13条 監理費は、団体監理型実習実施者等に対して、あらかじめ用途および金額を明示したうえで徴収するものとする。

- 2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理したとき以降に、当該団体監理型実習実施者等から、別に定める監理費表に基づき徴収する。

その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型実習生との間における雇用関係の成立のあっせんにかかる事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出し機関に支払う費用その他の実費に限る。）を超えない額とする。

- 3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別に定める監理費表に基づき徴収する。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第1号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）を超えない額とする。

- 4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めたとき以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別に定める監理費表に基づき徴収する。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）を超えない額とする。

- 5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となったとき以降に団体監理型実習実施者等から、別に定める監理費表に基づき徴収する。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）を超えない額とする。

なお、送出し管理費は、監理費とは別に徴収する。

(帰国旅費の負担)

第14条 協会は、技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに、技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じる。

第3章 その他

(個人情報の適正管理)

第15条 協会は、団体監理型技能実習生等、又は団体監理型実習実施者等から知りえた個人的情報は、個人情報適正管理規定に基づき適正に取り扱うものとする。

(監理団体許可証の備付け等)

第16条 協会は、事務所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、事務所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示します。

(申請書類等の保存)

第17条 技能実習監理事業に関して、主務大臣、機構又は地方入国管理局その他の行政機関に提出した申請書類その他の文書等については、本信又は写しを当該技能実習生の帰国後又は入国不許可後7年間保存するものとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

- 1 施行日は平成29年11月1日とする。
- 2 外国人技能実習規程は本規程の施行に伴い廃止する。
- 3 担 当 外国人技能実習責任者